「『環』の公共事業ガイドライン(改訂版)」(中間案)に対する 府民の皆様からの意見募集結果

平成19年12月21日 京都府企画環境部自然·環境保全室 (電話075-414-4706)

「『環』の公共事業ガイドライン(改訂版)」(中間案)について、府民の皆様から御意見を募集いたしましたところ、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいた御意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおり公表いたします。

また、提出された府民の皆様の意見を十分に考慮し、「『環』の公共事業ガイドライン(改訂版)」をとりまとめましたので、あわせて公表します。

記

- 1 意見募集期間 平成19年10月16日(火)~平成19年11月15日(木)
- 2 意見提出者数 4名
- 3 意見の要旨とこれに対する府の考え方別紙のとおり
- 4 『環』の公共事業ガイドライン(改訂版) 別添のとおり

「『環』の公共事業ガイドライン(改訂版)」に係るパブリックコメントの要旨 及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
施策の方向	○経済効率性が低くても、環境保全 に有効な公共事業は進めていくこ とが重要である。	□『環』の公共事業の目的は、府の公 共事業を人と自然が共生する環境共 生型の地域社会を築いていくものへ と導くことにあります。ガイドライ ンにも示しているとおり、環境改善 等にプラスと評価される事業につい ては、積極的に推進していくことと しています。
	〇地方には、環境面での評価が低く ても生活基盤の整備として行わなければならない事業がある。評価の内容として、地域住民の意向や地域密着度などの地域要件を勘案すべきである。	□公共事業は、経済効果や地域住民の 意向などを踏まえて計画等を立案し ていますが、『環』の公共事業にお いては、意思決定の出来る限り早い 段階で、経済的・社会的側面に加え、 環境への配慮も十分に行っていくと いう「戦略的環境アセスメント」の 考え方を先取りし、府の全ての公共 事業を地域環境との調和の側面から 評価しているものです。
重点的取組	〇住民参加による評価の実施は事業 単位で参加を促しても意味がない と考える。このガイドラインには、 地域で行われる公共事業について 全体的な話で議論が行われるとあ るが、これは良いことだと思う。	□『環』の公共事業行動計画では、ここまで、ここの公共事業を環境面から評価してきましたが、今後は、小流域等で実施中の複数の公共事業全体を対象に住民参加による評価も実施し、評価の内容をより充実させていきたいと考えています。
その他	〇下水処理場で発生する汚泥を炭に 改良して石炭火力発電の燃料とし て利用する例があるので、京都府 においてもこのような取組を考え る必要があると思う。	口京都府では、下水処理場で発生した 汚泥を、「エコ・京レンガ」として 再生したり、消化ガス発電に利用し たり、炭化して土壌改良材として活 用しています。御紹介いただいた火 力発電の燃料としての利用について は、関係部局において、今後の施策 の参考とさせていただきます。